

国住指第 4158 号
平成 29 年 2 月 28 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

大規模倉庫に係る防火対策の徹底について

平成 29 年 2 月 16 日(木)に、埼玉県三芳町の大規模倉庫において、延焼の拡大によって消火活動に長時間を要する火災が発生したところであるが、国土交通省においては、火災鎮圧後、職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、原因調査等を行っているところである。

今後、調査結果等を踏まえて対応を検討する予定であるが、当面は、類似の火災の発生を防止するために、大規模倉庫に対する防火対策等について、下記のとおり、指導の徹底を図られたい。あわせて、大規模倉庫の現状を把握するため、実態調査についても協力をお願いする。

なお、本火災を踏まえた防火対象物に対する指導について、総務省消防庁予防課長から別添のとおり通知がなされている。防災査察の実施、是正指導等を行うにあたっては、関係部局との連絡を密接に行うよう留意されたい。

本件については、貴管内の特定行政庁にもこの旨指導方お願いする。

記

1. 実態調査について

(1) 対象とする建築物

倉庫の用途に供する部分の床面積が 50,000 m²以上の建築物とする。なお、この場合、倉庫業を営むものであるかどうかを問わない。

(2) 調査内容

上記の対象建築物について、下記のイ、ロ又はハに関し、建築基準法令違反となっているものがないかどうか確認を行い、当該違反が確認された場合には、適切に是正措置を講じること。

イ) 防火区画を構成する部分である「床及び壁」並びに「防火設備」の撤去等によ

り、防火区画の設置状況が不適切な状態にある。

ロ) 防火設備について、物品の放置や劣化・損傷等により、閉鎖障害が生じる状態にある。

ハ) 非常用の進入口及び代替進入口（以下「非常用の進入口等」という。）について、物品の放置等により進入に支障がある状態にある。

※ 違反物件等の情報を把握した場合は、「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（平成 18 年 5 月 11 日付け国住指第 541 号）」及び「違反行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の対応について（平成 23 年 9 月 8 日付け国住安第 28 号）」に準じて、必要に応じて事実関係を公表又は地方整備局等を通じ国土交通大臣へ当該情報を提供するように願います。

(3) 回答方法

別紙の実態調査要領に従って、上記 1 に掲げる建築物の状況について調査し、その結果を回答すること。

なお、調査の実施に当たっては、貴都道府県において、管内特定行政庁の報告内容を取りまとめて、国土交通省まで報告書を提出すること。

2. 当面の対応

倉庫の用途に供する部分の床面積が 50,000 m²以上の建築物、過去に行った防災査察等で指導した事項が是正されていない建築物などに重点を置いて、倉庫を対象とした防災査察を実施すること。

3. 関係機関との連携

「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について（平成 27 年 12 月 24 日付け国住指第 3541 号）」により、合同での立入検査の実施を検討する等、連携に努められたい。